

香南市内で転居するときに必要なお手続きについて

香南市内で転居するときに一般的に必要なお手続きの一覧です。該当するお手続きをお願いします。なお、別世帯の方などがお手続きする場合は、委任状の提出が必要な場合がありますので、事前に担当課までお問合せください。



※本人確認書類 1点の場合・・・官公署の発行した顔写真入りのもの（運転免許証等） 2点の場合・・・健康保険証、診察券、社員証、学生証等
 ※同一住所でも住民票上の世帯を分けている場合は「別世帯」となります。
 ※個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類としては使用できませんのでご注意ください。

項目	担当課 (0887)	支所で可能な手続き	お手続きの内容	持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類(※)が必要です)	委任状
<input type="checkbox"/> 転居届	市民保険課 (1階) 57-8506	○	引っ越し後14日以内に届出が必要です。		本人・世帯主以外の場合は必要
<input type="checkbox"/> 印鑑登録		/	転居届を提出することで、自動的に住所変更されます。		/
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード		○	継続利用のお手続きが必要です。 新規にマイナンバーカードの申請を希望する場合は、新しい住所が記載された申請書を発行できますのでご相談ください。本庁の市民保険課窓口でも無料でお写真を撮影し、申請できます。また、令和6年7月頃より支所でも申請可能になる予定です。 ※通知カードへの新しい住所の印字はできません	①マイナンバーカード ②暗証番号 ★同一世帯の方であれば4桁の数字の暗証番号を入力することで代理でお手続き可能ですが、署名用電子証明書の発行は原則カードの所持者ご本人によるお手続きとなりますのでご注意ください。	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 国民年金		/	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている場合は、原則として、住所変更のお手続きは不要です。		/
<input type="checkbox"/> 国民健康保険		○	国民健康保険に加入している場合は、住所変更のお手続きが必要です。	①国民健康保険被保険者証 ②高齢受給者証（該当する場合のみ） ③特定疾病療養受療証限度額適用（該当する場合のみ） ④標準負担額減額認定証（該当する場合のみ）	別世帯の方がお手続きする場合は郵送で国民健康保険被保険者証を送付
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療		○	後期高齢者医療制度に加入している場合は、住所変更のお手続きが必要です。 ★後期高齢者医療被保険者証は後日郵送でお送りします。	①後期高齢者医療被保険者証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証（該当する場合のみ） ③特定疾病療養受療証（該当する場合のみ）	不要
<input type="checkbox"/> 児童手当		○	転居届を提出することで、自動的に住所変更されます。 ★離婚協議中で転居する場合は、担当課までご相談ください。	児童のマイナンバーが確認できるもの（受給者と児童と別居することになった場合のみ）	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 乳幼児医療費助成		○	乳幼児医療費の助成を受けている場合は、住所変更のお手続きが必要です。	乳幼児医療費受給者証	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 未熟児養育医療費助成		○	未熟児養育医療費の助成を受けている場合は、住所変更のお手続きが必要です。「乳幼児医療費助成」のお手続きも別途必要です。	養育医療券	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成		○	ひとり親家庭等医療費の助成を受けている場合は、住所変更のお手続きが必要です。	ひとり親家庭医療費受給者証	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	×	児童扶養手当を受給している場合は、住所変更のお手続きが必要です。	児童扶養手当証書 ※その他世帯状況により必要書類があります。	受給者以外のお手続き不可	



項目	担当課 (0887)	支所で可能な手続き	お手続きの内容	持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類(※)が必要です)	委任状
<input type="checkbox"/> 上下水道	上下水道課 (5階) 57-8512	○	転居により上下水道を使用中止または使用開始する場合は、事前に担当課までご相談ください。	申請者の認印	不要
<input type="checkbox"/> 介護保険	高齢者介護課 (1階) 57-8510	○	64歳以下で要介護認定を受けていた場合または65歳以上の場合は、住所変更のお手続きが必要です。	①介護保険被保険者証 ②介護保険負担割合証 ③介護保険負担限度額認定証	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 原付バイク <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車	税務収納課 (1階) 57-8504	/	転居届を提出することで、自動的に住所変更されます。	軽自動車検査協会または高知事務所高知運輸支局に事前にお問合せください。	/
<input type="checkbox"/> 軽四自動車 <input type="checkbox"/> 二輪車			軽四自動車は軽自動車検査協会高知事務所(050-3816-3125)、二輪車は高知運輸支局(050-5540-2077)で住所変更のお手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 市営住宅	住宅政策課 (4階) 57-7536	○	市営住宅に入居または市営住宅から退居する場合は、事前に担当課までお問合せください。 ★一部の世帯員が転居する場合もお手続きが必要です。	事前に担当課までお問合せください。	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 犬の登録	環境対策課 (2階) 57-8508	/	転居届を提出することで、自動的に住所変更されます。		/
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	福祉事務所 (2階) 57-8509	×	特別児童扶養手当を受給している場合は、住所変更のお手続きが必要です。	特別児童扶養手当証書	不要
<input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当 <input type="checkbox"/> 福祉手当		×	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当を受給している場合は、住所変更のお手続きが必要です。	代理人が届け出る場合は受給者の認印	不要
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者等医療費助成		×	重度心身障害者等の医療費の助成を受けている場合は、住所変更のお手続きが必要です。	①代理人が届け出る場合は受給者の認印 ②障害者医療受給者証	不要
<input type="checkbox"/> 自立支援医療		×	自立支援医療費(精神通院医療、更生医療、育成医療)の支給認定を受けている場合は、住所変更のお手続きが必要です。	①代理人が届け出る場合は本人の認印 ②自立支援医療受給者証 ③本人及び同じ健康保険に加入している家族の健康保険証	不要
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳		×	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの場合は、住所変更のお手続きが必要です。	①代理人が届け出る場合は申請者の認印 ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳	不要
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス		×	福祉サービス受給者証をお持ちの場合は、住所変更のお手続きが必要です。	福祉サービス受給者証	不要
<input type="checkbox"/> 生活保護		×	生活保護を受給している場合は、住所変更のお手続きが必要です。	生活保護受給証明書	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援新制度	こども課 (6階) 50-3021	×	転園を希望する場合は、事前に担当課までお申し込みください。 お子さんが通っている施設へ住所変更の連絡が必要です。		不要
<input type="checkbox"/> 小学校・中学校	学校教育課 (6階) 50-3019	×	転居により校区が変わる場合や指定校変更を希望する場合は、事前に担当課までご相談ください。 お子さんが通っている学校へ住所変更の連絡が必要です。		不要

